

広島県人事委員会告示第三号

平成十七年広島県人事委員会告示第一号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報（報）の一部を次のように改正し、平成二十六年五月八日以後に合格を発表する試験から適用する。

平成二十六年五月八日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

表を次のように改める。

試験の名称	開示する内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
職員採用大学卒業程度試験	第一次試験受験者の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果	第一次試験の不合格者は第一次試験の合格発表日から、第二次試験の合格者及び不合格者は第二次試験の合格発表日から一か月間	行政情報コーナー
職員採用短大卒業程度試験	同右	同右	同右
職員採用高校卒業程度試験	同右	同右	同右
身体に障害のある人を対象とした試験	第一次試験受験者の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果	第一次試験の不合格者は第一次試験の合格発表日から、第二次試験の不合格者は第二次試験の合格発表日から、第三次試験の合格者及び不合格者は第三次試験の合格発表日から一か月間	同右
職員採用社会人経験者等試験	第二次試験受験者の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果	第二次試験の不合格者は第二次試験の合格発表日から、第三次試験の合格者及び不合格者は第三次試験の合格発表日から一か月間	同右

警察官採用試験	同右	同右	同右
職員採用選考試験	<p>第一次試験受験者（第二次試験を実施しない選考試験については受験者）の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果</p> <p>第二次試験を実施する選考試験の第二次試験受験者の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果</p>	<p>第一次試験の不合格者は第一次試験の合格発表日から、第二次試験の合格者及び不合格者は第二次試験の合格発表日から一か月間（第二次試験を実施しない選考試験については、合格発表日から一か月間</p>	同右